

太田市文書等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

### 太田市規則第43号

太田市文書等取扱規則の一部を改正する規則

太田市文書等取扱規則（平成17年太田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を次のように改める。

- (8) 文書担当課 市庁舎（太田市庁舎管理規則（平成17年太田市規則第10号）第2条第2項に規定する市庁舎をいう。以下同じ。）においては総務部総務課（以下「総務課」という。）、市庁舎を除く市の施設等においては、各施設の管理を担当する課をいう。

第11条第1項各号列記以外の部分中「市役所」を「市宛」に、「総務課」を「文書担当課」に改め、同項第4号中「総務課長」を「文書担当課長」に改め、同条第3項を削る。

第16条第1項中「総務課又は分庁舎文書担当課」を「文書担当課」に改める。

第17条第1項中「登録し、」の次に「及び」を加える。

別表第1中

おおたPR戦略課	PR
行革推進課	行推
人事課	人事
コンプライアンス推進室	コン推
国際課	国際

を

情報管理課	情管	
広報課	広報	
「		」
行政マネジメント課	行マネ	
人事課	人事	
コンプライアンス課	コンプ	
国際課	国際	に、
広報ブランド課	広ブラ	
デジタル戦略課	デジ戦	
情報システム課	情シス	」
「		」を
交通対策課	交対	
「		」に、
地域モビリティ戦略課	地モビ	
「		」を
スポーツ振興課	スポ振	
「		」に、
スポーツのまち推進課	スポ推	
「		
子育てそうだん課	子育て	
児童施設課	児施	を
社会福祉法人監査室	社監	」
「		
こども家庭センター	こ家セ	
児童施設課	児施	に、
監査指導課	監指	」
「		
産業政策課	産政	
観光交流課	観交	を
「		」
産業ミライ推進課	産推	
観光プロモーション課	観プロ	に改める。
「		」

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。